

THE LEGISLATIVE BUREAU OF THE HOUSE OF REPRESENTATIVES

衆議院法制局

令和3年 総合職採用案内



立法政策の創造的翻訳者と愉快的仲間たち

同じ法律の条文でも、それを解釈の対象として見るときと、立案の対象として見るときとでは、その視点は大きく異なります。私たちは、「法律全体の構成や条文の配置順は適切か」「主語・述語は首尾呼応しているか」「余分な修飾語はないか、また、そのかかり方は誤解のないように書かれているか」「“その他”と“その他の”の使い分けは正しいか」(たった一つ「の」のあるなしで、法令用語としての意味は大きく変わってきます)といったように、条文立案の「お作法」(これを「法制執務」と言います)にのっとった「簡潔で論理的な条文になっているか」といった観点から見ていきます。数学のパズルを解くような、地道で論理的な作業です。

他方、国会、特に第一院たる衆議院では、全国各地から選挙で選ばれてきた国会議員の先生方が、それぞれの民意を背景に、日夜、政策論議を繰り広げています。永田町は「戦いの場」です。しかし、その「戦い」には、議論を建設的なものとするために先人達が築いてきたルールがあります。一つが議事手続であり、もう一つが上記の法制執務です。法制執務は政策論議の「共通言語」であり、条文立案とともにその前提となる政策形成に関与する私たちは、立法政策の創造的翻訳者でもあります。

私たちの組織は、総勢100名足らずの大変に小さな組織ですが、このパンフレットをご覧いただければ分かります。皆、個性的で愉快的仲間たちです。しかも、当法制局採用の職員以外に、他の国会関係諸機関や各府省からの出向者、任期付弁護士の方々のほか、各自治体からの法制実務研修員の方々も多数おられ、実に多様な職員構成になっています。異文化交流の、和気藹々とした、風通しのよい職場です。

皆さん、地道で論理的な法制執務、そしてダイナミックな政策論議、その交差点である「衆議院法制局」で働いてみませんか。確実に、面白くてやりがいのある、ドキドキするような職場です。

個性ある、そしてやる気のある皆さんを待っています！

衆議院法制局長

橘 幸信

目次

衆議院法制局長から	2
衆議院法制局の機構図	3
衆議院法制局の職務	4・5
憲法論議に関連する職務	6
立案の現場から	7
衆議院法制局の四季	8

【特集】ポスト・コロナ社会に向けた取組	9
三年目の同期会・新人職員の声	10・11
My Career Story	12
出向・留学	13
人材育成	14
勤務条件等	15

衆議院法制局の機構図

衆議院法制局は、立案部門とこれを支援する庶務部門から構成されています。定員は86名です。当局の立案の職務は、全ての法律分野に及んでおり、下図のように分掌されています。



※各課の所管分野は第201回国会現在のもの

最近の主な議員立法

- 令和二年度特別定額給付金等差押禁止法（令和2年）
- 防災重点農業用ため池防止工事推進特措法(令和2年)
- 電話リレーサービス法修正（令和2年）
- 愛玩動物看護師法（令和元年）
- ハンセン病患者家族補償金支給法（令和元年）
- 日本語教育推進法（令和元年）
- 児童福祉法等修正〔児童虐待防止対策強化〕(令和元年)
- 食品ロス削減推進法（令和元年）
- 旧優生保護法一時金支給法（平成31年）
- チケット不正転売禁止法（平成30年）

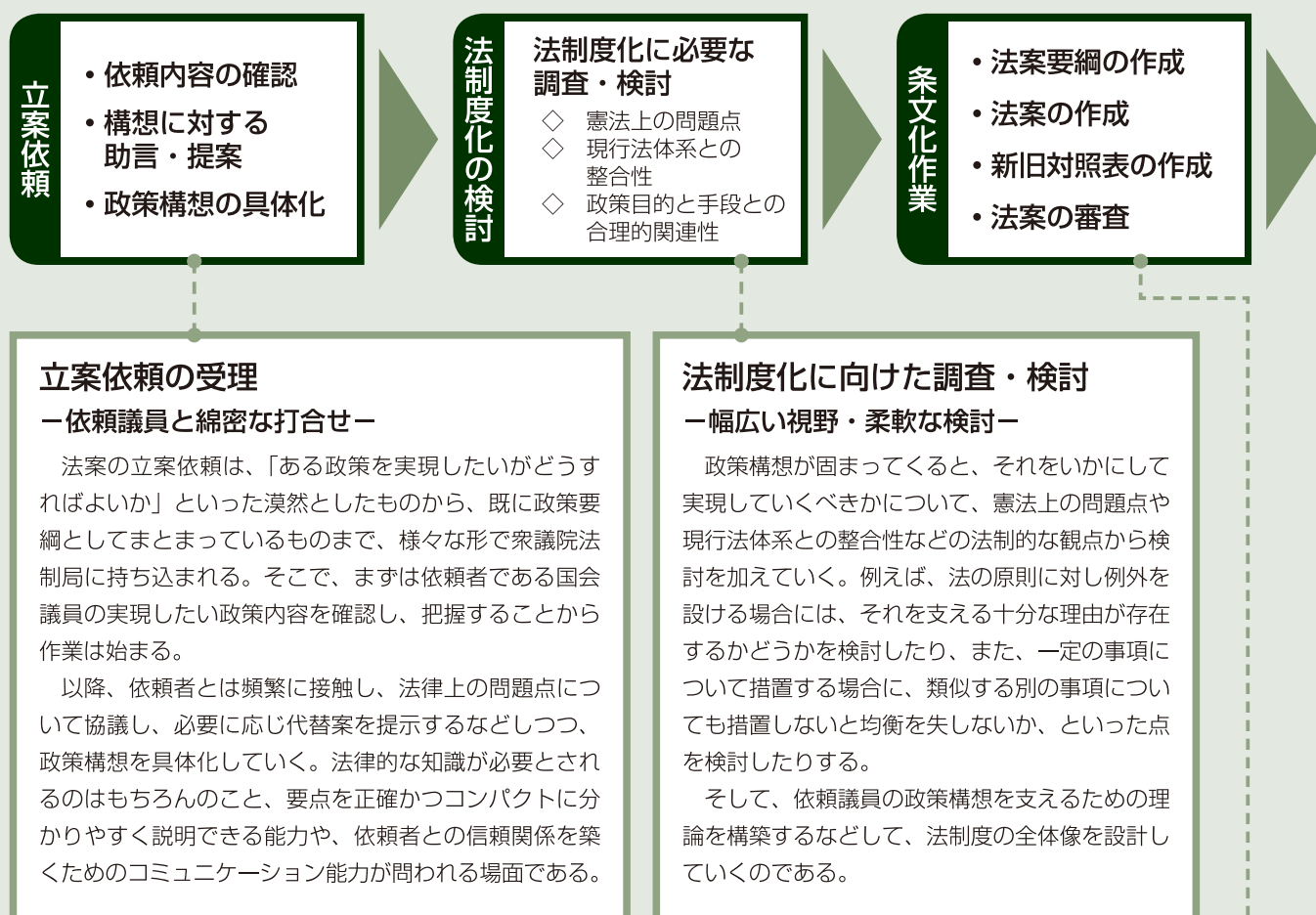
衆議院法制局の職務

1 議員立法の立案・審査 —国会議員の「政策」を「法案」に—

議員や政党の政策立案スタッフが何らかの施策、立法措置を構想すると、その構想を衆議院法制局に提示し、検討、立案を依頼します。しかし、この段階では、まだ必ずしも法制度として完成されたものとは限りません。そこで、多くの場合、衆議院法制局は、提示された構想の意味や依頼の趣旨について、依頼者との協議を重ね、次第に具体的な形にしていきます。

議員立法の立案過程においては、憲法への適合性や他の法制度との整合性等に十分に配慮しつつ、依頼者の意向を最大限に反映させた法制度を設計することが必要になります。そのためには、依頼者と粘り強く協議を行い、依頼者の政策構想がどのような想いから出たものなのかを的確に把握し、それを踏まえた示唆・助言を適切に行う手腕が求められます。

議員立法成立までの過程を図で表すと、次のような流れとなります。



法制度を条文に —専門技術的な職人の世界—

法制度の骨格が決まると、それを法案要綱の形にして依頼議員に提示し、了解を得られれば具体的な条文化作業に入る。表現の正確さと分かりやすさとのバランスに留意しつつ、立法技術を駆使して条文を作成していく専門的・技術的な作業である。また、一部改正法の場合は、現行法の条文と改正後の条文を比較した新旧対照表も併せて作成する。

作成された法案の原案は、部長・法制次長・法制局長によって順次審査が行われる。

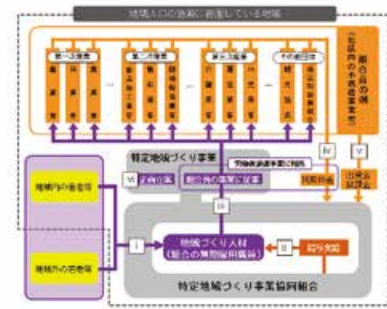


▲ 局長審査

党内手続のサポート ―簡潔かつ分かりやすい説明―

法案を国会に提出するためには、通常、依頼議員の所属政党において内部手続を経る必要があり、衆議院法制局はここでも依頼者をサポートする。議員が各党の会議で説明する際には同行し、出席者からの質問に対応する。

また、法案の理解を助けるため、図や表を交えた分かりやすい説明用資料を作成することも多い。



▲ 特定地域づくり事業推進法の説明資料

党内手続

- ・説明資料の作成
- ・法案説明の補佐
- ・質問への対応

提出

国会審議

- ・想定問答の作成
- ・答弁案の作成
- ・委員会答弁の補佐

成立

国会審議のサポート ―最後にして最大の山場―

法案が提出された後も衆議院法制局の仕事は続く。国会での法案審議に備え、まずは想定問答（あらかじめ想定される質問に対する答弁案）を準備しておく必要がある。

委員会での審議が行われる場合には、その前日に、質問予定の議員に質問内容を確認し、答弁案を作成する。深夜に及ぶ作業になることもしばしばだ。

審議当日は、答弁予定の議員に答弁案を渡して打合せを行う。さらには委員会審議の場にも同行して議員の側に控え、質問への対応などに備える。また、法制面に関する質問に対し、衆議院法制局の職員が答弁を行うこともある。

法案が参議院に送付された後も、引き続き、参議院での法案審議をサポートする。



▲ 委員会審議での対応

2 修正案の立案・審査 ―修羅場の立案―

議員や政党の政策は、審議中の法案に対する修正案の提案という形で示されることもあります。このような修正案の立案・審査もまた衆議院法制局の重要な役割の一つです。

修正案の立案作業自体は、基本的には先に述べた法案の場合と異なるところはありませんが、対象となる法案が政治的な争点であればあるほど、委員会での採決の直前になって初めて政党間での修正協議が調ったり、極めて政治的な決着をみたりすることも少なくありません。そのため、修正案の立案は、往々にして厳しい時間的制約の下での作業になることが多く、また、複数の政党から同時に立案依頼が舞い込むことも少なくありません。まさに「修羅場」の立案作業であり、政治のダイナミズムを身をもって実感する場面でもあります。

さらに、修正案の立案の際には、時として、様々な法的・政治的要素を考慮しながら、微妙的な法的表現を考案することを求められることがあります。そこでは、迅速かつ的確な法律判断・情勢判断と、高い法制執務の能力が必要とされることから、「立法府の法律家」としての実力が試される場面であると言えるでしょう。

3 憲法問題・法律問題についての照会に対する調査回答

衆議院法制局の職務は、法案や修正案の作成といった条文化作業を伴うものばかりではありません。議員やその政策立案スタッフからの照会に対する回答、議員が法律問題を検討する際の助言・示唆、委員会の命を受けて行う「法制に関する予備的調査」と多岐にわたります。

その意味において衆議院法制局は、議会における法律問題が集約される場なのです。

憲法論議に関連する職務 ―前例のない「歴史」に関わる―

国会の憲法論議に関わる職務もまた、衆議院法制局の仕事の柱となる分野です。国会の憲法論議は各議院の憲法審査会が担っており、その論議は、政府への質疑が中心となる他の委員会とは異なって議員間の討議が中心です。そのような憲法審査会の議論を支える役割は、国会に置かれた補佐機関である憲法審査会事務局が担うこととされていますが、衆議院法制局は、この憲法審査会事務局に多数の職員を派遣して、全面的にこれをサポートしています。

加えて、衆議院法制局においても、与野党双方からの求めに応じて、憲法問題に関する様々な調査・助言や「日本国憲法の改正手続に関する法律」の改正案の立案を行っています。

衆議院法制局と憲法との関わりは古く、初代局長である入江俊郎が憲法改正案の起草に携わったところから始まっています。こうした衆議院法制局と憲法との関わりについて、少し歴史を紐解いてみましょう。

入江俊郎（初代衆議院法制局長）と憲法

衆議院法制局の初代局長入江俊郎は、終戦後、法制局（現在の内閣法制局）長官として日本国憲法の立案に深く関わった、まさに生みの親の一人です。憲法問題調査委員会の委員として、また、憲法改正案の起草者として、松本清治内務大臣や金森徳次郎内務大臣を支え、絶対的平和主義、徹底的民主主義を掲げる現行憲法を作り上げました。また、明治以来、片仮名・文語体であった法令に、初めて平仮名・口語体を採用した立役者でもあります。法令の頂点に立つ憲法が口語体で発表されたときは、国民から驚きとともに圧倒的な好評をもって迎えられました。

根本的な変革を遂げた天皇制の在り方、大英断というべき戦争放棄など、旧秩序から新秩序への移行を法制官僚として担った入江には、新憲法の成立は日本国の歴史的進展の必然として生み出されたものだという確信があり、そのため「アメリカの草案の翻訳」などといった見方には敢然と反論しています。



▲ 入江の遺した「憲法改正草案要綱」（昭和21年3月6日発表）



いりや としお
入江 俊郎

（明治34年1月10日～昭和47年7月18日）

東京都出身。内務省入省後、昭和2年法制局（現内閣法制局）参事官、昭和21年同長官。この間、日本国憲法の制定等の立案責任者として尽力。昭和21年、貴族院議員に勅選。昭和23年以降、国立国会図書館専門調査員、衆議院法制局長、最高裁判事などを歴任。

その後、昭和23年7月に発足した衆議院法制局の初代局長に就任し、戦後法制の形成期における議員の立法活動を支援しました。占領下のこの時期、法案の国会提出に当たり必要とされていたGHQのクリアランス（承認）に関し、議員立法については法制局長において憲法適合性を保証する意見書を出すことが求められていたのです。昭和27年に最高裁判事に転じた入江は、18年余の長きにわたり務めた同職において、法制執務の経験を踏まえ、立法事実をベースとした憲法解釈を貫いています。

行政、立法、司法にわたる三権の各分野において、憲法の価値を守り通した生涯でした。

「歴史」は巡る

入江から始まった衆議院法制局と憲法との関わり合いの「歴史」は、今後、憲法改正原案の提出に向けた検討が行われることになれば、憲法改正原案の立案や憲法審査会における審査などの法的側面からの補佐を通じて、より深まっていく可能性があります。

加えて、衆議院法制局の補佐を受けて提出された憲法改正原案が各議院の本会議で総議員の3分の2以上の賛成を得て、憲法改正案として国民投票に付されることとなった場合には、国会に、憲法改正案の国民に対する広報を担う組織として、「国民投票広報協議会」が設置されることになります。衆議院法制局は、この国民投票広報協議会に設けられる「事務局」にも職員を派遣するなど、その活動を支援することが見込まれます。

この憲法改正の手続を定める憲法改正国民投票法自体が、衆議院法制局がその立案から衆参での国会審議を一貫して支えた衆議院議員提出の議員立法です。

このような憲法改正に関連する動きや、その是非を含めた憲法論議は、各段階が憲政史上前例のない新たな歴史の積み重ねであり、その中で、衆議院法制局をはじめとする補佐機関の役割は、より一層重要性を増していくことでしょう。



▲ 日本国憲法公布時の官報

立案の現場から



第一部第二課
(総務・地方創生担当)

金谷 翼

平成21年1月 入局／労働担当
平成22年7月 環境等担当
平成25年7月 海外留学
(南カリフォルニア大学法科大学院)
平成26年7月 環境等担当
平成27年1月 文部科学等担当
平成29年7月 農林水産担当
令和 2年7月 現職

緊要な法整備の依頼にこたえて ～アフリカ豚熱対策の法改正～

衆議院議員が提出する法律案、すなわち「衆法」は、新たな社会問題に対し、与野党が一致し、緊急的な法整備をする際に活用されることがあります。

令和2年の通常国会で提出された家畜伝染病予防法改正案は、その一例です。令和元年末、致死率の高い豚の伝染病であるアフリカ豚熱は、アジア諸国で拡大し、国内では未確認ながら空港検疫で輸入豚肉製品にアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が確認されるなど、水際までできていました。治療法もワクチンもないアフリカ豚熱が国内で発生した場合には速やかに周辺の飼養豚を殺処分するしかない一方、その根拠法がない状況にありました。

令和元年12月、この殺処分を可能とする法整備を一刻も早く実

現したいという議員からの依頼を受け、翌月の法案提出を目指した立案作業が始まりました。この殺処分は、憲法29条で保障された財産権を制約するものであるため、限られた時間の中でも課全体で慎重に検討をしました。それとともに、課長が依頼者の意思が正確に反映できているかや現行法との整合性についての検討を、課長補佐が政府との調整を、私が条文の明確性の検討を中心に進めました。これまで職員として蓄積した能力が試される場面でした。

年末年始も含め、作業を急ぎ、今年の1月初めに条文が完成しました。条文の完成後は、依頼議員による関係議員への説明への随行や、党内手続用のわかりやすい説明資料の作成。速やかな法案の成立の前提となる国会議員の合意形成を側面支援する場面です。

各党の党内手続を経て、本法案は、衆参両院でそれぞれ全会一致で可決され、依頼から約2か月後の1月30日に成立しました。通常国会の冒頭で議員立法が成立するのは異例のことです。目前に差し迫った危機に対応しようという国会議員の一致した「想い」の現れであり、アフリカ豚熱の国内での発生前に法律が施行され、「間に合った」と安堵したことを鮮明に覚えています。

議員立法の立案を補佐する法制局の職務は、多様な国政上の課題について、国会議員の立法活動をサポートすることにより、公共の利益の実現に貢献できることが魅力です。特に衆議院法制局は、切迫した社会問題に対応するための緊要な法整備に携わることが多く、挑戦がいのある職場だと思います。

国政上の多様な課題に対し、衆議院法制局職員として一緒に向き合ってみませんか。

人口減少は我が国の抱える難問の一つ。特に地方の人口減少傾向は顕著であり、2050年には全国の約半数の地域で人口が50%以上減少すると試算されています。私が第一部第二課(総務担当)で立案を補佐した「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、まさに地方の人口減少に対応しようというものでした。

地方の窮状を目の当たりにしている依頼議員の、本法案にかけられる情熱は相当なもの。依頼議員のアイデアが現行法体系の枠にとられない斬新なものであったため、どうすればそれを実現できるか、あれこれ知恵を絞っては提案することを繰り返し、週に何回も依頼議員との打合せを行って依頼議員の納得のいく仕組みを作り上げていきました。

そうしてできた本法のスキームは、関係府省庁が内閣府・総務省・中小企業庁・厚生労働省にまたがるものとなり、各担当者と様々な場面で協議・調整を行う必要がありました。条文の草稿を作成しては各府省の意見を聴いてとりまとめ、相違点を調整して双方が納得のいく条文に仕上げていく作業は、時間がかかることはもちろん、相当に神経をすり減らす作業でもありました。

そのような過程を経てようやく条文化された後は、野党側に法案が提示され、与野党共同提出とすべく協議が行われました。国会会期末が迫るなか、協議の過程において、あるときは与党側の説明者として野党の会議に出席し、あるときは野党側の提案を法案に盛り込むための修正案を作成するなど、与野党双方の意向

第五部第二課
(厚生担当)

関 涼

平成29年4月 入局
議院運営・懲罰
震災復興等担当
平成30年4月 総務・地方創生担当
令和 2年7月 現職



我が国が抱える難問への挑戦 ～特定地域づくり事業推進法～

に配慮しつつ、共同提出を目指す議員を最大限サポートしました。

その後の国会審議においても、衆参両院で提出者の答弁を補佐するため、答弁案作成や委員会陪席などを行い、令和元年秋の臨時国会会期末に無事成立しました。

本法案は、依頼当初の政策構想段階から成立まで約一年間にわたり高い密度で関わることができ、また、関係府省庁との折衝や与野党協議など難しい局面を乗り越えたものでもあったため、成立したときの達成感はひとしおでした。議員立法の立案は、その過程では難しい局面に遭遇することも多々ありますが、法律として成立すると我が国の制度の一つになる、重みのある仕事です。この仕事の達成感を味わってみませんか。

衆議院法制局の四季



▲ 第201回国会開会式



第一部第一課
(内閣等担当)

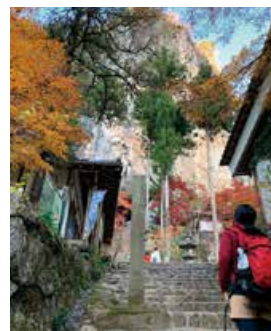
石黒 未有

平成28年4月 入局
農林水産担当
平成30年8月 現職

秋 (9月～11月)

－臨時国会－

- 秋の連休後は、臨時会の季節。ここ一年立案作業が続く案件は第200回国会（臨時会）での提出を狙っていたが、約2か月間の会期は瞬間に終わり、提出は見送りに。
- 閉会後は来年度の採用に向けた業務説明会のため、東京、大阪、京都と飛び回る。…とはいえ久しぶりにゆっくりできそう。週末は運動不足解消のためハイキングにでも行こうか。



冬 (12月～2月)

－開会前～通常国会序盤－



- 冬休み前、IRを巡る収賄事件を受け野党からIR廃止法案の立案依頼。1月に予定されている常会冒頭での提出を目指すとのこと。1月にもカジノ管理委員会が始動してしまうため、経過措置に気を付けて条文化を進める。
- 第201回国会（常会）が開会。IR廃止法案が常会冒頭に提出され、ほっと一息。
- 常会序盤は、予算委員会での国民的関心事について議論が戦わされる。検事長の勤務延長を巡る議論の中、当課では国家公務員法に関する調査依頼が来るように。こうした法律問題に関する調査・回答も重要な業務の一つだ。
- 近頃は新型コロナ関連の報道も増えてきて、国会でも議論が活性化しそうだ。新型インフル特措法の勉強をしておこう。

春 (3月～5月)

－通常国会中盤－

- 春先は、立案依頼が増える繁忙期。同時に、新規採用職員、裁判所や省庁からの出向者、各自治体の研修員の方々を迎える時期でもある。法制例規室から講師を頼まれている初任研修の準備も進めなくては。
- 緊急事態宣言の発出と前後して、在宅勤務が始まる。新しい勤務形態に試行錯誤する頃、国民一人当たり一律10万円を支給する特別定額給付金の差押えを禁止したいとの依頼。第一次補正予算と同時に成立させるとの指示で、作業時間は実質3日間！限られた時間の中で、特別定額給付金を差押禁止とする理由の整理、ほかに対象となり得る新型コロナ対策の給付金のリストアップ、条文化作業、政府との公布日の調整などを進め、無事成立。なんとか依頼に応えることができた。
- のんびりGWを過ごした後も新型コロナ関連の案件は続く。休み明け、特別定額給付金の支給にまつわる混乱を契機にマイナンバーを利用した給付迅速化のための法案の立案依頼。同じ頃、第二次補正予算を財源とする新型コロナ対策の給付金の差押禁止法案についても依頼が。嵐のような日々だが、それぞれの法案提出に向け各々がなすべきことをするしかない。



夏 (6月～8月)

－通常国会終盤～閉会－

- 低所得のひとり親世帯への給付金などの差押え等を禁止する「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等差押禁止法案」の成立とマイナンバーを利用した給付迅速化のための「特定給付金等給付迅速化法案」の提出を見届け、今国会もやっと終わりが見えてきた。日没前に帰路に着く日が増え、もう閉会気分。
- 国会が閉会して一息。例年なら、この時期は法運用の実態調査のため国内外への出張が増える。新人のときは、Brexitの国民投票の視察のため英仏出張にも行ったが、こんなご時世、今年は難しそう…。夏の大きな人事異動後の新しいチームで各所の依頼に対応していると、もうすぐ夏休みだ。旅行もためられるし、家での楽しみ方を考えよう。



▲ 英国出張中の筆者

【特集】ポスト・コロナ社会に向けた取組



法制企画調整部
企画調整監
森 恭子

(聞き手) 法制企画調整部
基本法制課
秋丸 愛

令和2年の通常国会は、新型コロナウイルス感染症への対応一色でした。このいわゆる「コロナ国会」で衆議院法制局が果たした役割を教えてください。



新型コロナウイルス感染症は、通常国会召集直後に発生すると、瞬く間に全国にまん延していき、早急な対応が求められました。私たちは医学的・疫学的見地に関する施策から経済、労働、教育までありとあらゆる分野の施策について担当しますので、法律案・修正案の立案依頼はもちろん、憲法問題、法律問題に関わる照会に対する調査回答依頼も、各部課で途切れることはありませんでした。

特に、日々変化する状況に少しでも早く手を打たねばと、より一層のスピード感が求められ、私たちの力も試されました。例えば、国会議員の歳費を2割削減する歳費法改正案は衆・参一日で通ったり、特別定額給付金の差押えを禁止する法案は給付金の支給直前の成立になったりと日程的に厳しい案件もありましたが、連日連夜に及ぶ資料作成や条文化作業だけでなく、現下の情勢を見据えた事前の勉強、情報収集や局内の関係各部課との連携といった日頃の積み重ねが、政策実現のお手伝いに活かされました。

また、党内論議や与野党政策協議においても、緊急事態宣言の下で大胆な発想の転換を求められたり、法制的にかなり難しい問題もありましたが、議員の真の意図を理解し、知恵を絞りながら、担当課が一丸となって、また局内全体として、この難局に立ち向かう与野党双方を法制的、政策的な面から全力でサポートしました。

このように、どのような状況にあっても、与党、野党そして国会がその機能を維持し、役割を十全に果たせるよう、「国会の知恵袋」として補佐し、力を尽くす衆議院法制局の職責は、一段と重みを増していることを身をもって感じた国会であり、万全の準備を整えていかなければいけないと気を引き締めているところです。

コロナ禍での働き方について、どのような工夫をし、またどのような想いを持っていますか？



私たちがその職責を全うするためには、職員一人ひとりの健康と生活を守ることが何より大切です。

コロナ禍においても、熟議の国会においては、活発な議論を戦わせていましたので、職場においては、執務室を分離したり、飛沫防止シートを設置するなど、密を避け、感染拡大防止策を徹底して、体調管理に努めるとともに、他の職場に先駆けて時差出勤や在宅勤務を実施し、働き方の工夫もしました。いずれの場合も、今まで以上に情報共有、コミュニケーションを図り、連絡体制は密にして、職員のケアに心掛けました。

今後の多様な働き方やリスクマネジメントにもつながるものであり、安心、安全に働くことができるよう更に働き方改革や環境整備を進めているところですが、その根底には、職員一人ひとりが衆議院法制局の財産であるという想いがあるからです。

ポスト・コロナ社会における衆議院法制局の在り方に変化はありますか？



世の中の仕組みや考え方が変わり、生活様式も新しくなっていく中、社会的、経済的そして政治的なニーズも変わり、依頼される政策はこれまで以上に变革を伴うものが増え、与野党から求められるサポートの形もこれまで以上に様々なものになるものと思われます。

それに応えるためには、議会とは何か、そしてそれを支える法制局の役割は何かということを改めて認識し、常にアンテナを張り巡らせながら、時代とともに変わるべきところは変わりつつ、ただ、国民の声をすくい上げ社会の問題を迅速に解決したいという議員の想いを受け止め、法制度設計から立案補佐、立法政策全般に至るまで、その想いを全力で形にしていく、そのためにたゆめぬ努力を続けていくことに変わりはありません。

今後、法制局が求める人材像はどのようなものになりますか？



未曾有のコロナ禍で、この通常国会は、これまで以上に臨機応変な対応が求められる場面が増え、冷静沈着に判断しながら、法制局として法制的に筋の通った立論をするように心掛けました。

これからは、コロナ社会を所与のものとして社会の課題に取り組んでいかなければいけません、知的好奇心を旺盛にして、まずは世の中で起きている社会問題に幅広く関心を持って欲しいと思います。そして、議員の政策のイメージを具体化するためのコミュニケーション能力を磨き、法的素養を前提としながら、制度設計していく際には、固定観念にとらわれない柔軟な発想力や新しい制度をつくる創造力も求められていきます。一方で、緻密な条文化作業にコツコツと取り組む粘り強さも大切です。ただ、そういった力は、課内での議論や検討過程での一つひとつの作業、議員とのやりとりや関係各府省庁との意見調整など様々な経験を積んでいくことで培われていきますし、留学、出向、研修など、若いうちから視野を広げ、自己研鑽する機会も大変充実しています。多様なバックグラウンドをもった職員も多くいますので、心配せずに、安心して自分の可能性を広げて欲しいと思います。

ありがとうございます。最後にこのパンフレットをご覧の方に一言お願いします。



ポスト・コロナ社会において、衆議院というダイナミックな政治の舞台を支える私たち衆議院法制局の役割は、益々重要性を増しています。

衆議院法制局は、政治の緊張感を間近に感じながら、国政のあらゆる分野にわたる法律の立案に携わることができ、充実感と達成感を味わえる魅力あふれる職場です。また、小さい職場ではありますが、一人ひとりに居場所とやりがいのある風通しのよい職場です。

この衆議院法制局で、私たちと一緒にこれからの議会制民主主義を支えてみませんか。

My Career Story



衆議院憲法審査会事務局次長
神崎 一郎

入局6年目
第一部第一課

①特定非営利活動促進法

入局後、科学技術基本法の制定、一連の労働法改革、自動車リサイクル法修正など様々な行政立法に携わり、大学で学んだ行政法理論がどのように「立法」の現場に活かされているのかということを知ることができました。国会議員との議論において、議員立法は、世の中を変えたいという議員の熱意が重要であること、また、各省庁の担当者との議論において行政の現場の観点も必要であることを身に付けていきました。

入局6年目には、特定非営利活動促進法(NPO法)の制定という大きな仕事にも携わり、フルセットの法人格付与法制の立案を担当しました。同法は、立法実務上の論点のほぼ全てが集約されているかのような難問でしたが、現在、社会に根付いて、NPO法人が、社会において大きな役割を果たしていることは周知のとおりです。

入局18年目
第三部第二課調整主幹

③法制局に復帰

6年半ぶりに衆議院法制局に復帰し、管理職に就きました。ほどなくして、民主党政権が誕生します。民主党政権は「政治主導」を最重要課題の一つとして掲げており、国会も、霞が関も、職務環境の激変に直面しました。その対応の一助にするため、法制局でも、お手本とされた英国議会のウェストミンスターモデルを実地に調査する話が持ち上がり、その調査を担当することになりました。

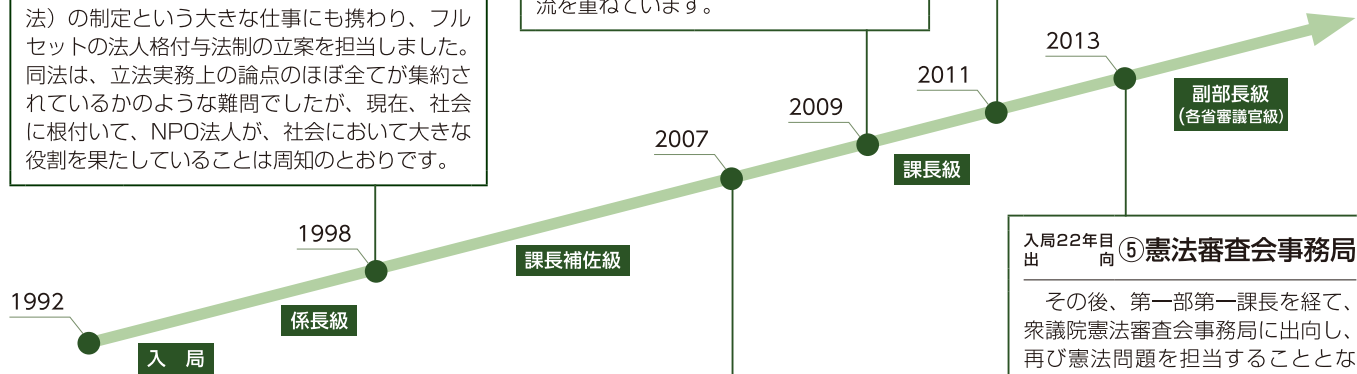
これ以降、「定点観測」として、毎年のように、英国議会や現地の研究者を訪れ、調査を実施しました。この時期に培った英国の研究者とのつながりは、大きな財産になっています。また、現在は、英国のみならずフランスまで調査対象を広げ、議会・政府の実務家や研究者との交流を重ねています。

入局19年目
第三部第一課長

④東日本大震災

2011年3月11日、東日本大震災が発生しました。発災の時、私は、議員会館で議員と打合せをしていましたが、なんとか執務室に戻ってきて、地震により床一面に散乱した書籍や書類を見て、これは大変なことになったと感じました。

その直後から、国会は、応急対応、復興対応を始めとする一連の震災立法を次から次へと行っていくことになりました。当時在籍していた第三部第一課では、原子力規制委員会設置法の制定や、これに伴う原子炉等規制法改正、電気事業法改正、さらには原子力賠償機構法などを担当し、さながら今まで培った行政立法の知識とノウハウの集大成の観がありました。



入局15年目
出向

②千葉県庁



▲ 千葉県庁 議会棟(左)
中庁舎(右手前) 本庁舎(右奥)

入局11年目に衆議院憲法調査会に出向し、議長に提出する「報告書」の起草に携わった後、千葉県庁に出向しました。

県庁では、法務の責任者として(総務部の次長級)、様々な重要政策に法務の観点から横串を入れ、知事を直接サポートする役割を担いました。ある重要な訴訟で県が敗訴し、知事とともに記者会見に臨んだ際、知事の厳しい横顔を見て、全てを一人で背負って決断を下さなければならない組織のトップのありように思いを致したことが印象に残っています。県庁における2年半で得た経験・知識・人脈は、その後の仕事に対して決定的な影響を与えることになりました。

また、県庁における経験を踏まえ、非常勤講師として、千葉大学・明治学院大学・法政大学の大学院等で「立法学」・「政策法務論」を講義する機会を得、現在まで講義を担当しています。

入局22年目
出向

⑤憲法審査会事務局

その後、第一部第一課長を経て、衆議院憲法審査会事務局に出向し、再び憲法問題を担当することとなり、現在に至ります。憲法改正のための国民投票法などが整い、現実には、いつでも憲法改正が可能になった現在、国会における憲法論議は、「政治」から離れて冷静に議論されなければならない反面、「政治」そのものという性質も有しており、知的刺激を受けつつも、政治の荒波に翻弄される毎日を送っています。そのような中、これまでに得た経験や知識を踏まえて、「理にかなった」憲法改正のための議論が行われるよう、心を砕いています。

—これまでを振り返って—

今回、自分が歩んできた職業人生を振り返ってみましたが、改めて、その時々々の社会情勢・政治情勢がそのまま仕事に反映されているということを実感しました。ちょうど、いわゆる55年体制が崩れ、新たな安定を模索する時期と重なっていますが、たびたび出現する「ねじれ国会」においては、参議院審議を見据えた衆議院段階での法案修正が激増し、政権交代の機運が高まる時期には、野党第一党の議員立法が増加します。また、規制緩和の下、労働法体系を整備し直す作業にも関与しました。そして、憲法改正の機運が高まると、それを正面から受け止めることになります。

いわば、衆議院法制局は、世相を、あるときには先取りし、あるときにはやや遅れて、立法という形で、五感で感じ、それに立ち向かう仕事ということができるといえます。法律案の提案理由説明において、気迫と熱意で委員会を圧倒する議員や、法律案が可決された委員室で、あふれる涙を隠そうとしない議員を見つめながら、法制局の職員は、今日も職務に励んでいます。



出向・留学

衆議院法制局には、海外及び国内の大学院への留学制度があるほか、諸外国の法制度や法制執務の調査研究を目的とする職員海外派遣もあります。衆議院事務局や地方公共団体への出向もあります。

憲法の「枠」を超えて



衆議院憲法審査会事務局
西上 健太郎（平成23年入局）

法律案を立案するとき、憲法の視点は不可欠です。しかし、それはあくまでも、その法律や政策が憲法に適合しているかどうか。では私たちの社会が、憲法の「枠」では捉えきれない「未知」と遭遇したとしたら…。科学技術の発展や新型コロナウイルスの出現など、目まぐるしく遷り変わる社会情勢の中で、国会は、新たな憲法解釈の可能性を探り、ときにはその「枠」を超えた憲法改正をも視野に、憲法論議を行っています。

私は現在、憲法審査会事務局に出向し、そんな憲法論議の補佐をしています。ここでは、現行の憲法条文の解釈や関連する個別法制はもちろんのこと、諸外国の憲法典やその実践などについて調査を行います。さらに、それらを踏まえた憲法改正の是非の考察を議員から依頼されることもあります。既成概念にとらわれない新しい発想が求められ、法制局の仕事とはまたひと味違った醍醐味を感じています。

法令運用の最前線



千葉県総務部政策法務課副参事
皆川 治之（平成18年入局）

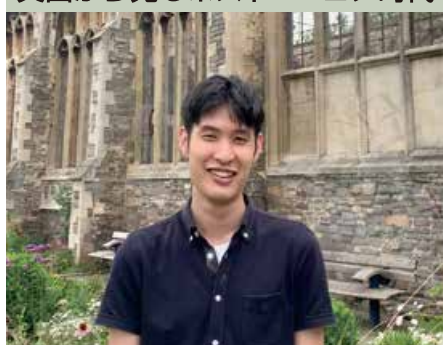
千葉県への出向も3年目を迎えました。この年は、令和元年房総半島台風や新型コロナウイルス感染症といった緊急事態に向き合う日々でした。

台風被災後には、南房総市に情報連絡員として派遣され、市災害対策本部に張り付き、人的・物的支援の要望の取りまとめなど県との連絡調整を担った一方で、新型コロナ対応としては、まん延防止のために施設管理者宛に行う施設の使用停止の要請や指示の実務を補佐するとともに、中小企業に対し速やかに再建支援金を交付するためのスキーム作りに当たりました。

前者は災害対策基本法令、後者は新型インフルエンザ特措法令の運用の最前線でしたが、いずれの場面でも役立ったのは衆議院法制局で培った知識と経験でした。

衆議院法制局には、自治体の現場に出向する機会も用意されており、法制という切り口から幅広い経験を積むことができます。

英国から見るポスト・コロナ時代



ブリストル大学公共政策課程
池ノ谷 進（平成27年入局）

私は、現在、英国のブリストル大学で公共政策を学んでいます。2020年の英国は、EU離脱、Black Lives Matter、新型コロナウイルス感染症等の様々な難題に直面し、歴史の転換点にあります。ポスト・コロナ時代に向けて英国がどのような選択をするのか、日々注目しながら勉強を続けています。

ブリストル大学の公共政策課程では、将来の予測が困難な社会でどのように政策を立案していくか、経済理論がどのように政策に影響を与えているか等、様々な視点から公共政策について学ぶことができます。また、ブリストルはロンドンやカーディフ等の英国の主要都市から近く、勉強の傍ら、英国各地を探索しています。

英国の大学では、世界中から様々なバックグラウンドを持つ人々が集まり、日々勉学に励んでいます。あなたも衆議院法制局の一員として、留学を通じて様々な見方を身に付けてみませんか。

留学について

衆議院法制局では、若手職員に対して国内及び海外の大学院等への留学を通じ高度で専門的な知識を身に付ける場を提供しています。

【英国】
○ケンブリッジ大学(客員研究員)
○ロンドン大学(LSE)
○ブリストル大学
○エジンバラ大学 等

【フランス】
○パリ第2大学

【国内】
○政策研究大学院大学 等

【主な留学先】



【米国】
○ジョージタウン大学法科大学院
○アリゾナ大学法科大学院 等

人材育成

入局後は、新規採用職員に対して衆議院法制局独自の研修が行われるほか、衆議院事務局主催の合同研修などに参加します。そのほか、留学予定者を対象とした語学研修や衆議院事務局主催の階層別研修、人事院主催の行政研修など、多様な研修に参加する機会があります。



▲ 令和2年度法制立案業務研修

法制例規室から

令和2年4月1日、法制執務の調査・分析、新規採用職員の研修、さらには、諸外国の議会関係者との交流事業などを一元的に行う部署として、法制例規室が新設されました。

衆議院法制局独自の研修は、春と秋、年に2回行っています。春の「初任研修」は、立案過程の概要や法制執務の基礎など、基本的な内容となっています。一方、秋の「法制立案業務研修」は、2週間程度と少し長めの期間の中で、法制執務の応用として、実際に法律案・修正案の条文を書いてみる演習形式を採り入れるなど、日々の立案業務にすぐにでも役立つ実践的な内容となっています。

新規採用職員に対する研修

初任研修

- ▶ 衆議院法制局・立案過程の概要
- ▶ 法制執務基礎 など

※衆議院事務局主催 初任研修

法制立案業務研修

- ▶ 法制執務応用
- ▶ 演習（一部改正案・修正案）
- ▶ 法制度設計の事例紹介 など

※衆議院事務局主催 初任フォローアップ研修



法制企画調整部副部長
法制例規室長（事務取扱）
吉澤 紀子

さらには、
こうした研修

の積み重ねは、局全体の能力向上にとどまらず、ベトナムやパキスタンといった諸外国の議会関係者への支援にもつながっています。

私たち衆議院法制局は、立法者の「想い」を「法案」という「文字」にして社会に送り出します。この「文字」が広く国民の方々に正しいメッセージとして伝わるためには、法制執務は極めて重要であると考えています。

法制例規室の職員は、こうした法制執務に関する業務や、そこから広がる様々な業務を楽しみを感じながら、日々忙しく過ごしています。このパンフレットを手にした皆さんとも、一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

出向者等の声

衆議院法制局では、裁判所や省庁などからの出向者、地方公共団体からの研修員、任期付職員の弁護士など、多彩な人材が働いています。そうした皆さんに衆議院法制局について聞いてみました。

Q. 衆議院法制局の印象、魅力は？

- 法律の作成というスケールの大きな仕事に従事することができる（研修員）
- 法制執務のスペシャリストとして国会議員から信頼されている（出向者）
- 六法や基本書に載ることもあり、子どもが大人になったときに自慢したい（任期付）
- 管理職も含めた課員全員で議論を行い、仕事を進めることができる（出向者）

Q. 局内研修の感想は？

- 法制執務の基礎を学ぶことができ有意義（任期付）
- 丁寧で充実しており、衆議院法制局の業務をイメージすることができた（研修員）
- 一人一人添削してもらえるので、分からないことも質問しやすい（研修員）
- 研修では分からなくても、業務を行う中で「研修で教わったことだ！」と気づくことがある（出向者）

Q. 衆議院法制局を目指す人へメッセージを！

- 衆議院法制局は目下の社会問題に直接関わることでできる刺激的な職場である（研修員）
- あらゆる分野の法律に関わることができ、自由闊達な議論による創造的作業が待っている（任期付）

勤務条件等

身 分	特別職の国家公務員である国会職員となります。 定年は 60 歳です。	休 暇 等	年次休暇(年間 20 日)、病気休暇、特別休暇(夏季、結婚、出産、看護、忌引、ボランティア等)及び介護休暇があります。また、育児休業、育児短時間勤務、育児時間のほか、配偶者同行休業の制度があります。
勤 務 地	原則として、衆議院の施設で勤務し、引越しを要する転勤はありません(留学や出向等で勤務地を異にする可能性はあります)。	宿 舎	衆議院独自の独身寮(千代田区所在)や世帯宿舍(世田谷区等所在)が用意されているほか、国家公務員合同宿舍が都内及び近県に整備されています。
勤務時間	月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで、週休2日制が実施されています。フレックスタイム制があります。	共済組合	職員は、衆議院共済組合の組合員となり、各種の給付を受けることができます。また、全国各地にある国家公務員共済組合連合会の医療施設及び各種保養・宿泊施設を利用できます。
給 料	国会職員給与規程により定められ、一般職の国家公務員の総合職採用者と同等になります。		
諸 手 当	一般職の国家公務員と同様、通勤手当、住居手当、扶養手当、地域手当、業務調整手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当(賞与)等が支給されます。		

※令和2年9月末現在

採用実績

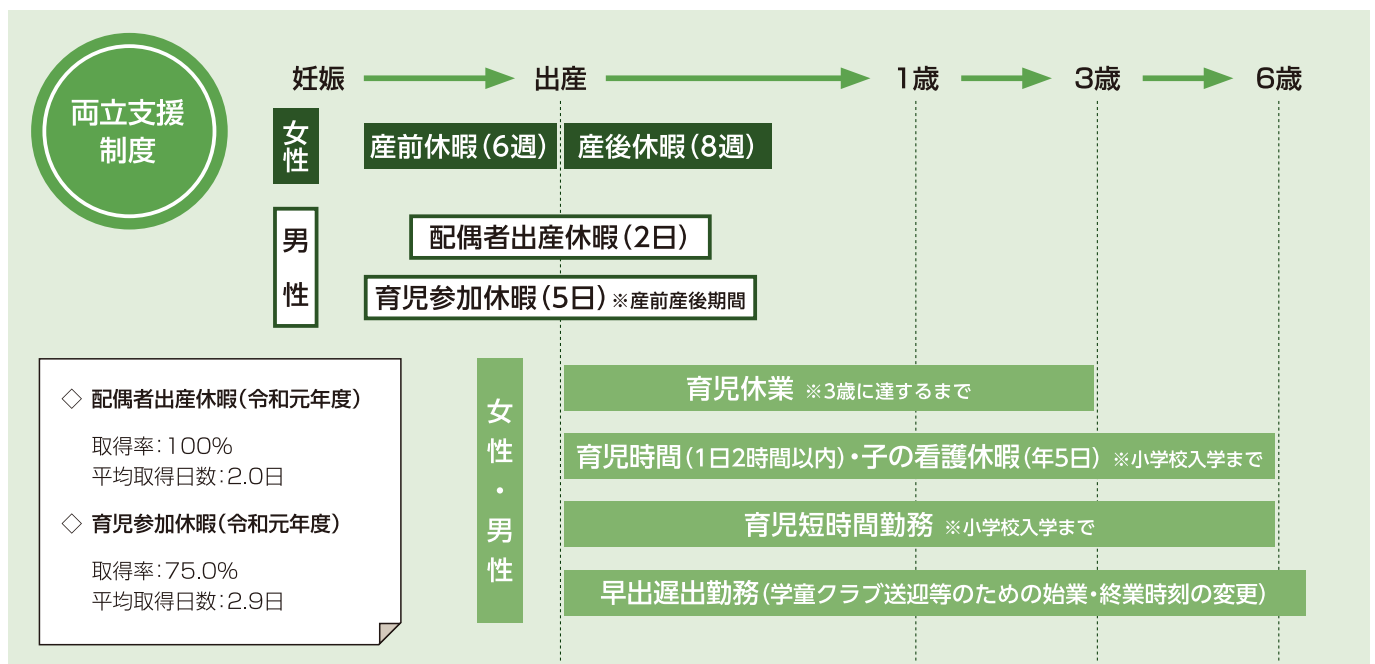
試験年度	採用数
令和元年度	1(0)人
平成30年度	2(0)人
平成29年度	3(0)人
平成28年度	2(1)人
平成27年度	2(2)人

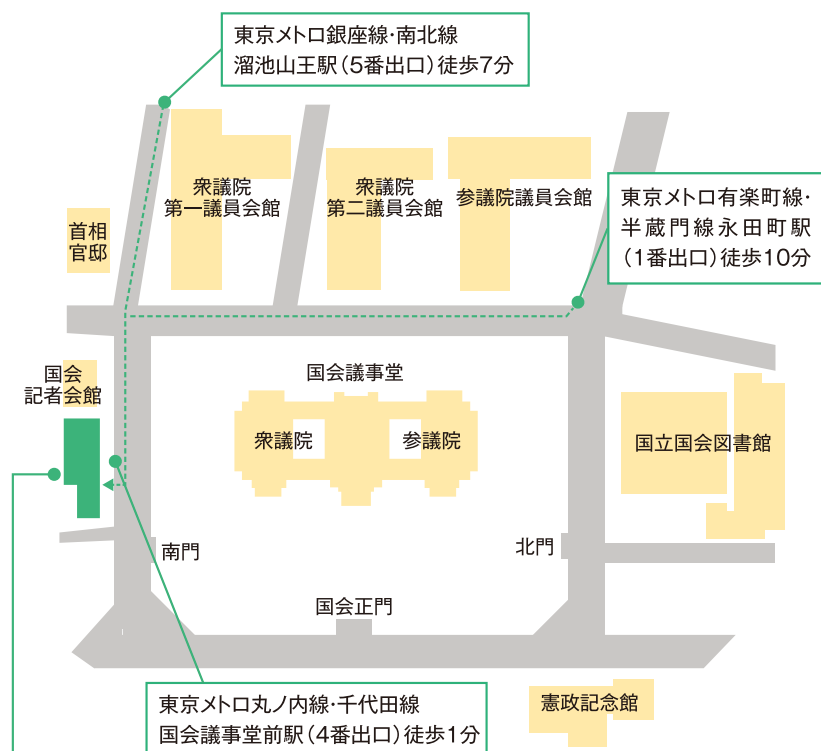
※()内は女性の内数

女性の割合

役職段階	女性の割合
指 定 職 級	22.2 %
課 長 級	15.8 %
課長補佐級	38.1 %
係 長 級	40.0 %

※令和2年9月末現在





衆議院第二別館
(8階・9階)



お問い合わせ先

衆議院法制局法制企画調整部総務課

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 衆議院第二別館9階

TEL 03-3581-1570

E-mail sk0008@shugiinjk.go.jp

※ 添付ファイルは受け取れませんのでご注意ください。

衆議院法制局ウェブサイト

採用・説明会の開催状況や議員立法に関する情報を
随時ウェブサイトにて公開しております。

衆議院法制局

検索

 YouTube 衆議院法制局チャンネル